

自治会活動 ICT 推進補助について

市では、地域社会における住民自治の振興及び市民生活の向上に寄与する自治会活動の事務負担の軽減及び新型コロナウイルス感染症のまん延等時の緊急時における自治会活動の継続を図ることを目的として、市内の自治会が実施する情報通信環境を整備する事業に要する経費に対し補助を実施します。

(1) 補助対象事業

自治会活動の事務負担の軽減又は緊急時における自治会活動の継続を目的として、情報通信環境の整備を行う事業

(2) 補助金の額等

上限 50,000 円（1 年度につき 1 回の申請）

※令和3年度から令和7年度までの期間において、初回の申請から3年間の補助（1自治会あたり最大150,000円の補助）

(3) 補助対象経費

- ①パソコン、タブレット、スマートフォン等の機器の購入費用
- ②Webカメラ、無線LANルーター、プリンタ等の機器の購入費用
- ③グループウェアシステム等の関連ソフトウェアの導入費用
- ④インターネット環境又はWi-Fi環境の導入費用
- ⑤ICTに関する講習会への参加負担金
- ⑥その他市長が補助対象経費として適当と認める費用

※①及び②の購入費用については、対象機器が自治会専用である又は、主に自治会活動に使用すると認められる機器に係る費用のみを対象とします。

※③及び④の導入費用については、使用料、回線使用料、保守料等の維持管理費用は補助対象経費に含まないものとします。



～自治会活動 ICT 推進補助金交付申請手続きの流れ～

